

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」こととされている。

この規程に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後検討すべき内容として以下の諸課題が掲げられたことも踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論し、意見を取りまとめる。
- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育

食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(抜粋)

5. 今後検討すべき内容

これまでの取組を通して得られた課題やリスクコミュニケーション専門調査会での議論を踏まえて改善の方向性を示した。改善の方向性の検討を、効果的に進めるため、今後さらに検討すべき内容として、以下のようなものが挙げられる。

(1) リスクコミュニケーションの検証

意見交換会で実施した内容やアンケート結果については、リスクコミュニケーション専門調査会で報告を行っているが、今まで実施した意見交換会で得られたものを今後の効果的なリスクコミュニケーション手法の提案につなげるために、意見交換会の実質的な取組の内容と成果、教訓について十分に吟味していく必要がある。また、アンケート結果については、適宜、リスクコミュニケーション専門調査会で報告を行っており、その都度改善すべき点等の議論がなされているが、開催目的の設定、参加予定者の要望の把握についてその妥当性についても検証する必要がある。また、開催後の結果から、テーマ、開催方法、参加者属性などと、満足度、目標達成度について、アンケート結果やマスコミへのとりあげられ方なども分析する必要がある。

また、食の安全ダイヤルに寄せられる意見、質問等についてもリスクコミュニケーションの改善のためのデータとして収集・整理する必要がある。

(2) 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方

リスク評価機関における透明性・独立性の確保の観点を踏まえ、審議と詳細な議事録を公開することと、審議の要約を公開することのメリットと、デメリット及び、審議を公開しない場合のデメリットや、これらによる人々の信頼性確保への影響を考慮し、効果的な審議、議論を行う方法についても、今後検討していく必要がある。

(3) 地方自治体との協力

自治体が行うリスクコミュニケーションへの支援方法について、地方公共団体の要望や国からの情報の周知など、有効な方法、仕組みを、地方公共団体と共に検討する必要がある。

(4) 諸外国との連携

食生活など社会的背景が異なる諸外国における関係者の食品リスクについての考え方や専門家、政府の情報提供のしかたなどについて分析するとともに、我が国のリスクコミュニケーションに関する情報も諸外国に発信し、海外からの情報も紹介する仕組みの構築について検討する必要がある。

(5) 食育

食育を行う現場として、学校教育における食育の取り組みも、検討されているところであるが、学校で使用される教材等について、安全に関する正しい情報が提供がされるよう、食品安全委員会としても積極的な情報提供、働きかけを行う必要がある。